

申請に対する処分個別票

所管局部課 (担当)名 (電話番号)	健康局保健所保健医療対策課 医療法人グループ (06-6647-0681)
処分課 (担当) 名	同上
処分の名称	医療法人の吸収合併の認可
概 要	医療法人は、他の医療法人と合併することができます。(医療法第57条) 医療法人は、合併により消滅する医療法人の権利義務の全部を合併後存続する医療法人に継承させることになります。(医療法第58条) 社団法人医療法人は、吸収合併契約について総社員の同意を得なければなりません。(医療法第58条の2第1項) 財団法人医療法人は、吸収合併契約について理事の3分の2以上の同意を得なければなりません。(医療法第58条の2第3項) 認可に当たっては、あらかじめ都道府県医療審議会の意見を聞かなければならない。(医療法第58条の2第5項)
根拠法令等 及び条項	医療法第58条の2第4項
審査基準	「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」(昭和61年6月26日健政発第410号厚生省健康政策局長通知)、ならびに「医療法人の合併及び分割について」(平成28年3月25日医政発第0325第5号厚生労働省医政局長通知)による。
標準処理期間	120日 (ただし、本件は年2回開催される大阪府医療審議会に諮り意見を聴かなければならず、審議会の開催日程により処理期間が大きく変動する場合があります。)
経由日数	なし
提出先	健康局保健所保健医療対策課 医療法人グループ
提出時期	事前審査終了後
提出方法	医療法人合併認可申請書及び添付書類を健康局保健所保健医療対策課へ提出してください。
手数料	無
相談窓口	健康局保健所保健医療対策課 医療法人グループ (06-6647-0681)
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000089534.html
備 考	